



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：岩橋 祐治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

過労死防止と真逆の方向に進んだ

働き方改革一括法成立と今後の取り組み

6月29日、安倍内閣が今年の通常国会に提出していた「働き方改革」一括法案は、参議院本会議において自民・公明両党と維新の会の賛成多数で可決され、成立しました。「いの健」全国センターは、全労連や自由法曹団・過労死家族の会とともに同法の徹底審議と廃案を求めてとりくみをおこなってきました。

職場への持ちこみは許さない

「高度プロフェッショナル制度の創設」、「過労死・過労自死ラインの時間外労働の上限規制」など労働者のいのちと健康にかかわる重大な問題点が指摘されている同法は、審議不十分で問題が山積みそのまま強行成立させたもので看過することはできません。また、成立したとはいえ、労働者のいのちと健康に深刻な影響を与えるであろう同法をこのまま受け止め適用することは絶対にできません。

今回創設された高度プロフェッショナル制度は、労働基準法における時間外・休日・休憩・深夜などの労働時間規制を、年次有給休暇の規定を除いて全面的に適用除外とするものです。対象業務の限定・基準年間平均給与額の3倍の支払い・健康確保措置などを考慮したとしても、「1年で256日・6144時間」の労働が可能となる「現代の奴隷制度」といえる制度です。残業代ゼロで、過労死・過労自死がひんぱつすることが予想される高度プロフェッショナル制度(高プロ)は「即時廃止!」を求めてただちにとりくみを開始していかなくてはなりません。

今回の法改正の施行は、労働時間法制が2019年4月1日(中小企業は1年遅れ)です。「改悪内容の職場への持ち込みは絶対に許さない!」取り組みが求められていま



国会前行動=6月29日

す。高プロの導入には、「労使委員会の設置と決議」と「該当する労働者本人の同意」が必要です。労使委員会の構成は半数が労働者代表であり、決議には5分の4以上の賛成が必要です。労使委員会の設置そのものに反対するとともに、労働者の意見で高プロの導入を阻止しましょう。

「過労死ラインの時間外労働(1カ月100時間未満・2~6カ月で80時間以内)」についても慎重に対処しましょう。今回法改正にあたっての「附帯決議」では、「時間外労働の原則的上限は月45時間・年360時間であり、労使は36協定の締結にあたっては原則水準内に収める努力をすること」など、「原則水準を基本とすべき」とあります。労働者のいのちと健康を守る責任と役割をしっかりと自覚し、「36協定」の締結・改訂にとりくんでいきましょう。

「家族の会」は会見で

また同日の午後には、過労死を考える家族の会が記者会見を行い、それぞれの心境と今後の抱負を語りました。「過労死防止と真逆の方向に進む瞬間を、目の前で迎えてしまった」(寺西笑子さん)と無念さを話すとともに、「体験を伝え危険性を訴えていく」(中原のり子さん)、「命ある限り訴える」(佐戸恵美子さん)と、今後の決意も表明しました。会見には高橋まつりさんの母親・幸美さんも参加。「命より大切な仕事はありません」と語りました。(編集部)



〈今月号の記事〉

- アスベスト規制の学習会／大阪北部地震アスベスト対策……………2面
- 西日本豪雨災害支援／WEBアンケート(MIC)……………3面
- 各地・各団体のとりくみ 大阪／愛知／東京／中四ブロック／生協労連／医労連……………4~6面
- 過労死110番30周年シンポ／相談室だより……………7面
- ILO総会報告……………8面

遅れる日本のアスベスト規制

「石綿則」「大防法」改定を考える勉強会

6月15日、参議院議員会館の会議室において、全国センター主催の国会院内学習会「遅れるアスベスト規制、それをどうするのか? ~『大気汚染防止法』と『石綿健康障害予防規則』の改定問題について考える!」を開催しました。学習会は、大阪アスベスト対策センターの伊藤泰司さんの司会、長谷川吉則副理事長の主催者あいさつ、ジャーナリストの井部正之さんの講演と質疑応答、岩橋祐治事務局長の閉会あいさつの順に進められ、参加は国会議員が共産党の山添拓参議院議員、社民党の福島みずほ参議院議員の2人、国会議員の秘書が自民党、立憲民主党、共産党から11人を含め48人でした。

ジャーナリストの井部さんは、「遅れ続ける日本のアスベスト規制」と題して講演(写真)。アスベストの健康被害の現状と今後の予想について触れ、今後の課題は「調査・分析→維持管理→除去・解体→廃棄」になるとして、アスベスト規制の現状について、労働安全衛生法と石綿障害予防規則、建設基準法と建設リサイクル法、大気汚染防止法と廃棄物処理法など一見きちんとしているようだが、さまざま不備が存在し、石綿使用禁止以後の規制として未発達なこと(石綿則では建材の分析義務すらない)を指摘し、日本の規制は欧米に比べて15~30年遅れていると報告。建物のアスベストの管理実態について、「調査もされていない、管理の基礎となる調査の規制や仕組みそのものがない」と現状を告発しま



した。改修・解体工事では、約5割でアスベストが漏えいして(2010~16年度環境省調査)、約7割で国交省が問題ありと認識しているが、「結局、指導のみでおとがめなしが現状だ」と報告。大防法違反で罰則適用はゼロであり、国レベルの規制強化が不可欠だと強調しました。英米豪の状況についても報告し、国レベルの戦略目標・計画の明確化、啓発の重視、除去業者のライセンス制度、民間の看視者制度、縦割り行政の調整などが必要だと問題提起しました。

学習会参加者は当面する石綿則・大防法改正問題で、重要事項の先送りはさせないと意思統一をしました。(全国センター 岩橋祐治)

大阪府北部地震 自治体とともに石綿被害を出さない取り組みを

6月18日、午前8時前に起こった大阪府北部地震は、最大震度6弱を記録し、ブロック塀の下敷きになった小学生が亡くなるなど大きな被害をもたらしました。建物の被害も一部損壊を含め、大阪府で2400件に及んでいます。大阪アスベストセンターは、地震翌日に枚方市環境課に連絡を入れアスベスト飛散について注意喚起、29日には会員5人で、枚方市、寝屋川市、茨木市を回り、調査をしました。

寝屋川市民センターは築50年。もともと吹き付けをはじめ大量のアスベスト建材が使われていましたが、97年の全面改装でもアスベスト含有建材を使用。震災後、市は1年間の使用禁止を決定。枚方市の市民会館も天井の一部が崩落し使用禁止となっていました。

7月4日、アスベストセンターでは、調査もふま

え、寝屋川市に緊急の要請と提言を行いました。公共建築物のアスベスト飛散状況調査を丁寧に行うことが今後の被害防止の重要な保証になること、アスベストの飛散がある場合、建築物の使用禁止の理由を職員・住民に隠さず丁寧に説明するなどを求めています。



立入禁止の講堂

大規模災害が頻発しています。自治体とともにアスベスト被害を出さない取り組みを、機敏に行うことが必要です。(「大阪府北部地震ASB通信」より)

継続的な支援が必要 1日も早い生活再建を

西日本豪雨災害

7月6日から続いた西日本を中心とした記録的豪雨は、各地で土砂崩れ、河川の氾濫を引き起こし、16府県で210人を超す死者・行方不明者を出しました。

被災地では、猛暑の中で復旧作業が続いています。全国社会福祉協議会によると、7月14～16日の連休には、全国から延べ約4万人のボランティアが被災地で活動しました。災対連（災害被災者と災害対策改善を求める連絡会）や民商、民医連、新婦人、全労連なども、現地に役員を派遣すると同時に、広島では社会福祉協議会のボランティアセンターに結集するなどの活動を開始しています。

みんながいるからできる作業

被災5日目の12日には、広島市安佐北区口田のKさん宅に、民商・新婦人・広島県労連の13人が集合。床下に溜まっている土砂と水の撤去作業に取り組みました。床下を取り除いてある部屋から入り、腹ばいで隣室へ。掻き出した水・土を塵取りで受けてバケツの中に（写真右上）。10人以上いるからこそできる作業です。

14日には、民医連、国労、民商などから90人以上が参加。口田地区に入った活動では、1日がかかりで、縁側下と二間の泥だし作業を終えました。

現地では、熱中症対策として10分作業をしたら10分休むと決めています。しかし、「10分でもきつい」との声も聞こえてきます。

また近所宅を訪問し、災対連作成の「災害対策ミニ手帳」を配布して、災害時に使える制度のお知らせをして喜ばれています（写真下）。

地域・避難所の医療要求に対応

民医連加盟の倉敷医療生協・水島協同病院では、近隣の小学校に設置されている避難所の夜間医療ケア巡回に取り組んでいます。昼間、復旧作業をしている避難者が夜間避難所に戻ってきからのケアを行います。また、医療需要の高まりにより、閉鎖していたベッドも



使用して対応しています。医療活動支援として、医師を含めた職員も県内外の民医連事業所から駆けつけています。支援参加者は、想像を超える被害と作業環境に驚きながらも「継続的な支援が必要」と口々に訴えています。

民医連では、豪雨災害の被災者に対する医療費や介護保険利用料の猶予・免除減免などを求める厚労省要請も実施しました。財産を失った人が受診をためらうことのない措置とその徹底が必要です。また、避難所の環境改善、福祉避難所の開設などを自治体に対して指示するよう求めました。

河川の決壊場所など以前から危険が指摘されていたところも多くあります。災害防止に向けた国の対策強化が求められています。（編集部）

MICがセクハラWEBアンケートを実施

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）が、初めてセクシャルハラスメントに関するWEBアンケートを実施します。対象は、マスコミ分野で働く男女労働者。回答期間は7月18日～8月17日23時59分までの1カ月間です。

7月1日にMICで初めて取り組んだ「メディアで働く女性のためのセクハラ相談110番」でも、深刻な被害を訴える電話をいくつも受けました。「ハラスメントを職場から一掃するために、メディアに働く私たちとして何ができるのか、そもそもメディアの職場にハラスメントが横行している原因・背景には何があるのか、この機会に可能な限り明らかにしたい」と考え、アンケートを実施することにしました。調査の結果を踏まえて、MICとしての統一要求を作りにしています。プライバシーには最大限の配慮をして集計・分析します。

<https://kikimas.net/mic/>



各地・各団体のとりくみ

大阪

労組が相談できる体制づくりを

第25回安全衛生基礎講座

大阪安全センターは、「安全衛生基礎講座」を毎年開講しています。今年は6月23日と30日にのべ96人が熱心に4講座を受講しました。

今回は、深刻化するハラスメントと広がる夜間労働の問題に焦点を当て、介護、医療、交通運輸関係の単産への参加を強め、初日は自交総連や国労大阪、医労連、福保労や大障教から多く参加しました。

第1講座は、山村隆さん(NPO法人メンタルサポート京都)が「ハラスメントのない職場づくり～パワハラ問題を中心に」を話し、労組の役員として、ストレス反応が出ている身近な労働者の相談にのる事がまずは大事だと指摘。そして、適正な労働時間管理を行うこと、労組が職場でメンタルヘルス対策の学習会をおこない相談体制を作っておくことが大事だと話しました。

第2講座は^{たおだかずし}埴田和史滋賀医科大准教授が「夜間労働と健康」について講義。「健康のバネばかり」の凶式を紹介しながら、休息・睡眠の重要性や睡眠と仕事の質に触れ、24時間につき最低連続11時間の休息期間を設けるインターバル制度が必要だと話しました。様々な専門的な資料を示し、夜間労働の健康への影響とリスクについて説得力のある講義でし

た。

2日目の第3講座は「労働組合が労安活動にとりくもう」と、堀谷昌彦さん(化学一般関西地本顧問)が講



義しました。労組の価値は予防にあると強調。学習と実践で安全文化を定着させてこそ安心安全の職場をつくることができると話しました。

第4講座は近藤雄二天理大学非常勤講師の「リスクマネジメントそしてヒューマンエラー」の講義。労働者の権利として、労基法を知り安全委員会に参加し法令違反を申告する権利があること、また、不注意は原因ではなく結果であると話し、労働者が職場の安全にかかわる事なしには、安全安心な職場は実現しない、学習や職場巡視でリスクに対する感性を身につけようと締めくくりました(写真)。

参加者からは、「職場の余裕のなさが、ハラスメントを生んでいる」「夜に働くことの負荷がデータから良く理解できた」「組合の役割について考えさせられた」などの感想が出されました。講義後のグループ討議が職場の実態が交流できる貴重な機会となっていました。(大阪センター 鈴木まさよ)

愛知

誰もが元気に暮らせるように

働くものの安全と健康セミナー2018

働くものの安全と健康セミナーは、5月26日労働会館で開催。24人が参加しました。

セミナーに向けての実行委員会では、労働現場の実態や団体交渉について学習会を行い、当日に臨みました。

1日目は「パワハラについて考えよう」と題して事例を基にしたワークショップを行いました(写真)。岡村晴美弁護士からパワハラ予防は、その構造から理解をすること、パワハラの定義を「上司が職務権限を使って、職務とは関係のない事項、あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、有形無形に部下に継続的に圧力を加え、受ける側がそれを精神的負荷と感じたときに成立する」とし、「実態は身体的・精神的な攻撃や達成できない過大な要求や逆に過小の業務を与え、見せしめにするなど人権侵害だ」と話されました。

2日目は「労安活動の基礎講座」を、宮尾克医師

を講師に行いました。労働安全衛生法の目的「労働基準法と相まって、労働災



害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進する」は憲法の具体化であることを強調しました。その上でPDCA(計画～実施～評価～改善～)サイクルを繰り返し、改善する重要性を講義しました。

真の「働き方改革」を行うためには、規制緩和ではなく、労基法32条の厳格化、36条の廃止など思い切った規制強化をして「過労死等防止対策推進法」を実効あるものにする必要を感じたセミナーでした。(愛知センター 鈴木明夫)

各地・各団体のとりくみ

中・
四国

憲法改悪阻止！ はたらくものの命と健康を守ろう！

第10回中四国ブロックセミナー

第10回働くもののいのちと健康を守る中四国ブロックセミナーは、6月9～10日香川県高松市で開かれ、121人が参加しました。

香川県実行委員会の岩部乃之^{いわぶのりゆき}県労連議長が「安倍政権の働き方改革法案を参院で廃案にしよう。そして憲法から働く人のいのちと健康について考え、学習と交流をすすめ、憲法改悪阻止の運動をさらに強めよう」と挨拶しました。

続いて、岡山中庄^{なかしよう}架け橋法律事務所のおうゆう^{おうゆう}ま弁護士が記念講演。呉弁護士は「おかしいことはおかしい」という立場で社会保険庁職員の解雇事件、岡山の障がい者自立支援法違憲裁判に取り組んできました。「自民党は改憲を4項目に絞ってきたが、現憲法の平和主義、国民主権、人権を否定し国益優先の憲法にしようとしている。人権は『公共の福祉に反しない限り』『尊重される』とある。これは『みんなが幸せになる』という立場で人権を保障することだ。安倍政権の『働き方改革』は労働者の命と健康を破壊する国・財界のための改悪だ。改憲阻止の運



動を強めよう」と話しました。

パネルディスカッションでは医療、教職員の実態が報告され、会場と一緒に討論をしました(写真)。①教職員の長時間労働は、中学校では約6割が過労死ラインを超えている。授業増、学力テスト対策、部活などが要因。人員増・業務削減が必要だが、国はその措置をしない。②医療現場では長時間、交代勤務、人員不足で約7割が慢性疲労。アンケートには「辞めたい」との回答が目立つ。ミスが増え、安全・安心の医療が崩されている等が報告され、働き方の改善が切実に求められていることが強調されました。

2日目は6つの分科会が開かれ学習討論しました。(岡山センター 藤田弘起)

東京

対話型講義で理解深まる

第5回労働安全衛生学校

6月2日午後に開催された労安学校には、57人が参加しました。3回にわたる実行委員会で内容・企画を練り、広く宣伝をして参加者を募り、昨年を上回る参加者となりました。

第1講義は「どうなる働き方改革の下での労働安全衛生」。講師は滝澤成氏(元中央労働基準監督署長・監督官)でした(写真)。特別報告は渡辺淳子氏(グリーンディスプレイ過労事故死事件原告)。第2講義は、「職場のメンタルヘルス問題」～質疑応答形式を中心に～」。講師は天笠崇氏(精神神経科臨床医・社会健康医学博士)でした。

今回の「学校」は昨年までの企画と違い、次のような特徴を持って開校しました。

①従来の午前・午後1日の開催から、午後半日に短縮したこと、②「働き方改革」との関連で第1講義を設定したこと、③「過労事故死」を「過労死」として認めさせた原告の訴えを入れたこと、④第2講義は短い講義の後、参加者からの質問に対して問答形式で行ったこと、です。

第1講義は永年労働行政に携わってきた講師なら



ではの説得力ある講義で、特に「労働時間の適正な管理」をめぐる基本的・原則的な捉え方を提示しました。渡辺淳子さんの報告は、息子を失った母としての想いが、画期的な和解につながっていく報告で、参加者の感動を誘いました。

第2講義は事前の質問に加え当日参加者からの質問も多く寄せられ、その場で順次、質問内容がスクリーンに映し出され、それを見ながら天笠講師が回答しつつ、プロジェクターで映すという当意即妙の展開となりました。新しい試みでしたが好評でした。

これからも職場を基礎にした安全衛生活動家の養成を企図した安全衛生学校を充実させていくために努力する所存です。

(東京センター 色部 祐)

各地・各団体のとりくみ

医労連

自施設の労安活動に役立てたい

第43回医療研究全国集会在 長野

6月16～17日に行われた医療研の「職場の安全衛生と環境改善」分科会について紹介します。分科会には長野労働局から助言者を迎え、特に労働安全衛生委員会の活動を行っている59人が参加しました(写真)。

今回は「労働時間の適正把握ガイドライン」関連、職場の「違法な長時間労働の改善」を取り上げ、助言者による講演とQ&A、参加者のレポート報告、主催者からの問題提起を企画しました。

まず、助言者から、労働安全衛生法の目的、職場の安全衛生活動の総論、労基署の監督指導に関して高松日赤病院の不払い残業、盛岡県立中央病院の36協定超えは、労基署の発表ではなく病院が発表したこと、また労働時間とは「使用者の指揮命令下にある時間で、休んでいる時間は自由に利用させなければならない」こと、勤怠の記録、労働時間把握等について説明しました。

発表では、鈴木裕二さん(静岡)から「労働時間管理ガイドライン」の理解を深めるためのQ&A、大野千賀さん(石川)、重田洋子さん(京都)、長



谷川貴子(神奈川)さんから腰痛予防について報告がありました。勤務者の70%前後に腰痛があること、腰痛予防チームの活動、ニュース発行、スライディングシートを活用、ラジオ体操等が報告されました。

山口宣仁さん(長野)は、医療安全推進委員会で、危険個所、車いすの落下等について報告。鈴木郁雄さん(千葉)、笠松大輔さん(北海道)からパワハラ撲滅の取り組み、アンケート結果が報告されました。瀧川聡氏(日本医労連)から、問題提起とまとめの報告として、「労働安全衛生委員会(労安)とは、『いのちの番人』」と提起しました。

職場の安全衛生と環境改善は、医療・介護・福祉で働く労働者にとって重要な課題です。アンケートでは、分科会の内容に概ね満足し、今後の自施設の労安活動に役立てたいとの意見が多数みられました。

(医労連 瀧川 聡)

生協
労連

いのちと健康を守る活動は 労働組合の原点

第6回労働安全衛生セミナー

6月30日～7月1日に、生協労連第6回労働安全衛生セミナーを開催。23単組63人が参加しました。今回のセミナーは、健康な職場をつくるためにどう「ストレスチェック制度」を職場で活用していくのかを全体テーマとしました。1日目は「働き方を変える」と題して、過労死を考える家族の会の中原のり子氏が、尊い命を犠牲にするような労働環境であってはならないこと、「命より大切な仕事はない」、大切な家族が被災者にならないために「真の働き方改革を切望する」と話しました。

代々木病院精神科の天笠崇医師の講義からは、「ストレスチェック制度3年目の課題」として「ストレスチェック制度における産業医の役割が重要である」「より良いものにしていく視点が大切である」ということを学びました。

2日目は、①社会医学研究センター理事の佐々木昭三氏の「労働安全衛生の基礎講座」、②いのちと健康を守る全国センター事務局長の岩橋祐治氏の「長時間労働の改善」、③産業カウンセラーの秋場

隆氏の「職場のコミュニケーションを良くするために」の講義を受け、④「保健スタッフ分科会」で



は、コープデリ生活協同組合連合会保健師の深井好子氏(写真)を座長に、前日に引きつづき天笠崇医師に助言いただきながらストレスチェック制度の運用上の課題を浮き彫りにして、改善にむけての議論をおこないました。

全体を通じて、「この職場で働いているからこころと身体が元気になると言われる仕組みをつくっていきたい」「学びを仕事に活かしたい」などの声が出されました。職場からメンタル不全や、過労死を発生させないように、労働組合が中心となって「労働安全衛生活動」をすすめることが必要だと改めて感じる2日間になりました。

(生協労連 渡辺利賀)

過労死防止 せめぎあう今 さらに運動を進めよう

過労死110番30周年記念シンポジウム

6月13日、過労死弁護団全国連絡会議の主催で「過労死110番30周年記念シンポジウム」が、品川プリンスホテルにて開催されました。過労死110番は、1988年6月に、全国7カ所での一斉相談でスタートしました。

日本社会の根本問題

はじめに、岡村親宜過労死弁護団代表幹事から、「110活動は日本社会の根本問題を突き付け、社会を変える力を持ち得てきた」と開会あいさつがありました。

松丸正代表幹事は、30年を振り返り、夫を亡くした妻からの相談が、現在は子どもを失った親からの相談が増えたこと、また「不当な労災認定基準に負けず闘ってきた遺族の力が制度を動かしてきた」と語り、被災者救済を過労死防止、さらには人たるに値する生活を取り戻す運動に進めようと訴えました。

認定基準の改正

玉木一成事務局長は、この5月に過労死弁護団としてまとめた「過労死労災認定基準の改訂の取り組み」について報告しました。過労死ラインとされている月80時間の時間外労働を月65時間とすること、労働の質的過重性、パワーハラスメント等の評価を適切に行うことなどをポイントとしています。

続いて岩城穰過労死防止全国センター事務局長は、55万の署名を力に過労死等防止対策推進法が

制定され、調査・研究が進んでいると報告。しかし、「働き方改革」の高度プロフェッショナル制度は「現代の奴隷制とも言える過労死促進法」と批判しました(写真)。また、川人博幹事長は、過労死をなくす活動の課題として、労働時間短縮の適用除外になっている職種や裁量労働制の労働者に過労死が相次いでいることを指摘し、労働時間を把握する体制・仕組みの構築を強調しました。



予防対策の重視を

森岡孝二関西大学名誉教授は、韓国において勤労基準法が改正され労働時間短縮に向けた動きが進んでいることを紹介し今はせめぎあいの時代と指摘しました。天笠崇代々木病院精神科医師は、長時間・過重労働、裁量性のなさやハラスメントがうつ病、自殺の原因となっていることは医学的に証明されており、予防に重点をおいた対策の重要性を訴えました。

懇親会では、過労死防止運動の象徴となった「ぼくの夢～ある過労死遺児の詩」がダ・カーポの歌声によって披露されました。(全国センター 岡村やよい)

シリーズ 相談室だより (120)

注目される脳脊髄液減少症 (漏出症)

Hさんは生協の配達員。大団地の組合員に個配をしている最中に渡り廊下のちょっとした段差につまずいて転倒してしまいました。左肩周辺に痛みを感じながら、当日夜9時過ぎまでかかって、左肩をかばいながら配達を完了させました。その後も痛みが激しく、翌日には整形外科に受診しました。左肩挫傷との診断でした。ところが転倒直後から多様な症状が彼に襲い掛かってきたのです。複視、頭痛、めまい、排尿障害、耳鳴り、背部痛、新聞を読んでも次の行に移ったら前の行の記載内容が覚えていないなどの症状に苦しみました。物が二重に見えるので運転を伴う配達業務から外れました。整形外科、

耳鼻科、眼科、神経内科など多科を受診しましたが良くなるどころか病名もはっきりしませんでした。4年以上経過してI眼科に受診したとき、脳脊髄液減少症ではないかと言われ、さっそく専門医のいるY病院を紹介されました。そこでCTミエロ、RI脳槽シンチを施行、腰椎より硬膜外への髄液漏出が認められ、自己血硬膜外注入を施行することにより、症状は劇的に回復したのです。現在その病名で労災申請をしています。当該疾病も現在は保険適用されていますが、それまで被災者は、周囲の偏見、誤解もあり大変厳しい療養環境に置かれていました。交通事故、転倒事故などで発症することが多くぜひ注目したい事例です。なお、当該病名で今まで全国で33件が労災に認定されています。

(東京センター 色部 祐)

暴力とハラスメント禁止国際条約へ

第107回ILO総会で第1回目の討議

国際労働機関（ILO）の年次総会が5月から6月にかけてスイス・ジュネーブで開催されました。昨年来のMeToo運動など、セクハラや暴力を告発する運動も力に、「職場における暴力とハラスメント」に関するILOの新しい条約と勧告が採択されることが決まりました。基準設定討議は2回に分けて、2年間かけておこなわれます。来年の第2回討議を経て「労働の世界における暴力とハラスメント」に関する条約と勧告が採択される予定です。

国際基準には大きな意義

これまでのILOには、暴力とハラスメントを本来の目的に据え、行為を定義し、問題にとりくむ明確なガイダンスを示す国際基準となる文書はありませんでした。具体的には、家事労働者、HIVに感染した労働者、原住民といった特定の労働者グループ、あるいは特定の職業、分野との関連で言及されるにとどまり、労働者一般の暴力とハラスメントの規制は不十分だったのです。その点で、暴力とハラスメントを本格的に規制する国際基準ができることが決まったことは大きな意義があります。

来年に向けてさらに議論

委員会では、A：文書の形式、B：定義、C：条約案、D：勧告案の4つのパートに分かれた事務局案をもとに議論しました。政労使の代表それぞれが意見を述べ、順に事務局案を修正していきます。議論は冒頭の文書の形式、定義から困難を極め、結局勧告案についての議論は来年に先送りになりました。

最終文書では、「暴力とハラスメント」を「ジェンダーに基づいた暴力とハラスメントを含めて、身体的、精神的、性的あるいは経済的な危害を目的とし、あるいは結果としてもたらす可能性のある一連の容認できない行為と慣行、あるいはそれらによる脅威」と定義しています。また「労働者」の定義のなかにインターン、実習生、停職中の労働者、就職申し込み者、訓練中の人々などを含め、より広い範囲をカバーしようとしていることも特徴です。また加害者には、使用者と労働者のほか、顧客、サービス提供者、患者等が含まれています。これらの点は大きな成果となるはずですが。

一方、事務局原案では「影響を受ける労働者」としてHIVに感染した労働者、移民、カースト、LGBT等の労働者を列挙していましたが、採択された「結



暴力とハラスメントに関する委員会（ILO 提供）

論（案）」では「脆弱なグループ」としてひとまとめになりました。政労使の合意を作るために、妥協を強いられた部分も残念ながら存在しています。今後、勧告の文言など、来年に向けて議論が進められていきます。

日本政府は消極的

もう一つ特徴的なことは、日本政府は、国際基準の設定に消極的なことです。「わが国では、一定要件を満たした暴力行為は、刑法等により行為者に対して制裁を科し、セクハラやマタハラは、男女雇用機会均等法により、事業主に対して防止措置等を義務付けるなど、着実な対応を図ってきた。わが国におけるハラスメント対策は着実に進展している」[「各加盟国の暴力とハラスメントの実態と対策は様々。高い基準を制定し、基準に沿うことをあきらめる国を生じさせてはならない。そのためにも基準は柔軟な対策を促進するものであることが重要との立場で議論に参加する」「勧告が最もふさわしいと考えるが、条約を策定する場合は、柔軟性のある『枠組み条約』が適当。さらに他国の意見を参考にしたい」などと発言しています。

米国政府とともに、最後まで条約という形式に反対・消極的だった日本政府は、世界の流れとは逆方向を向いていると言わざるを得ません。

日本の私たちには、国内でセクハラをはじめあらゆるハラスメントを職場から一掃するために、国内法制や規制の整備をはじめ、労働組合を含め「暴力・ハラスメントNO」の声をあげて行くことが重要です。均等法や労働安全衛生法など既存の法律の活用、今後求められる法整備や職場での取り組みなど課題は多いですが、世界の流れを力に頑張る時だと思います。

（全労連 布施恵輔）